

杉並区体育指導委員に関する規則

昭和三十七年四月十日

教委規則第一号

改正 昭和三十七年一月一日教委規則第一号
昭和三十九年一月八日教委規則第一号
昭和五十九年三月十五日教委規則第二号
平成元年三月十五日教委規則第七号
平成十二年二月二十四日教委規則第五号

(目的)

第一条 この規則は、スポーツ振興法(昭和三十六年法律第四百十一号)第十九条の規定に基く体育指導委員の職務その他、体育指導委員に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第二条 体育指導委員は、区民が自主的な地域スポーツ活動を生涯にわたり継続して行うことができるよう、次の職務を行う。

- 一 自主的な地域スポーツ活動を行う組織の育成を図るため、地域において必要なスポーツ活動の推進を図ること。
- 二 地域スポーツに関わる指導者、協力者と連携し、区民の自主的な地域スポーツ活動の推進を図ること。
- 三 区民のスポーツに関する相談の窓口となること。
- 四 杉並区教育委員会(以下「教育委員会」という。)、杉並区、その他地域の団体等が行うスポーツに関する行事又は事業に協力すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める活動を行うこと。

(定数)

第三条 体育指導委員の定数は五十名以内とする。

(任期)

第四条 体育指導委員の任期は二年とする。ただし、補欠の体育指導委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(服務)

第五条 体育指導委員は、相互に密接に連絡し、協力しなければならない。

- 2 体育指導委員は、その職務を遂行するにあたり、法令、条例、並びに教育委員会の定める規則及び規程に従わなければならない。
- 3 体育指導委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(研修)

第六条 体育指導委員は、教育委員会が定める研修等に参加しなければならない。

- 2 体育指導委員は、常にその職務を行う上で必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(解嘱)

第七条 教育委員会は、体育指導委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、委嘱を解くことができる。

- 一 自己の都合により解嘱を申し出たとき。
- 二 勤務実績が良くないとき。
- 三 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が委嘱を解くことを適当と認めたとき。

(委任)

第八条 この規則の施行に関し、必要な事項は、杉並区教育委員会教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十七年四月一日から適用する。

附 則(昭和三十七年一月一日教委規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和三十九年一月八日教委規則第一号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年十月一日から適用する。

附 則(昭和五十九年三月一五日教委規則第二号)

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則(平成元年三月一五日教委規則第七号)

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

附 則(平成十二年二月二四日教委規則第五号)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。